

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

福島県立四倉高等学校

福島県立四倉高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(法第2条) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

❖ いじめに当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえる。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努める。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用する
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。
- ⑥ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行う。

(2) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑥ 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

＜具体的ないじめの様態(例)＞

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

❖ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ対策委員会」(教育相談委員会)

② 構成員

- ・ 校長
- ・ 教頭
- ・ 生徒指導主事
- ・ 各学年代表教諭(1学年、2学年、3学年)
- ・ 養護教諭
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ スクールカウンセラー

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(4) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。また、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(5) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や三者懇談、学校生活に関するアンケートを定期的の実施することにより、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また、外部関係機関、保護者と連携しながらその対応に当たる。

(6) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生

徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。

- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いわき中央警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちにいわき中央警察署通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会（教育相談委員会）において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを具体的に理解させる。

また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、いわき中央警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

- ⑥ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
 - A いじめに係る行為が止んでいること。
(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)
 - B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

⑦ 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、「いじめ対策委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者を加えた組織または第三者からなる組織

を設け調査すると共に、必要に応じて「福島県いじめ問題対策委員会」に派遣要請を行う。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、必要に応じて聞き取りやアンケート調査等を行い、事実関係を調査する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

(7) いじめの対応における重点方針

① 情報リテラシー教育の実施

インターネットを通じたいじめも想定されるため、いじめの未然防止のための取組みとして、生徒らに対して、インターネット（SNS）を利用したいじめの当否や態様についての情報リテラシー教育を充実させ、ネットいじめ等を起こさない、許さない生徒の育成を図る。

② いじめ防止対策推進法等の理解に関する校内研修の実施

いじめ事案の対応においては「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「不登校重大事態に係る調査の指針」の方針に基づいた、職員が正確且つ実効的な運用が必要なため、これらの方針についての定期的な校内研修を設定し、方針について学習・熟知に努める。

③ 生徒に寄り添った対応

いじめ事案における対応では、二次的な問題の発生を未然に防ぐため当事者となった生徒本人に寄り添った対応が重要である。この点を強く認識し、いじめ事案に対する対応に努める。

④ 専門職の適切な活用

チーム学校による生徒指導体制においては専門職（SC、SSW等）との連携は重要な要素であり、いじめ事案の対応においても専門職の活用される場面が想定される。いじめ事案における専門職の活用成果を大きなものとするために当該専門職の役割・職務内容と踏まえ目的、目標の達成に資するかを事前検討及び事後検証を適切に行うことにより効果的な活用を努める。

(8) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の 実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4 月	全校集会 各学年集会等	面接週間 U P I 調査		第 1 回いじめ 対策委員会	計画・目標の 作成と提示
5 月	全校集会		校内研修Ⅰ		
6 月					
7 月		学校生活に関するア ンケート① 三者懇談		第 2 回いじめ 対策委員会	
8 月	各学年集会等	U P I 調査			
9 月			校内研修Ⅱ		
10 月					中間評価
11 月					
12 月	全校集会 各学年集会等	学校生活に関するア ンケート② 三者懇談		第 3 回いじめ 対策委員会	
1 月		U P I 調査			
2 月		学校生活に関するア ンケート③	校内研修Ⅲ	第 4 回いじめ 対策委員会	年間評価 報告
3 月					

定例会議の他、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催

※ 校内研修Ⅱ「福島県内高等学校で発生したいじめ重大事案の調査報告書」を利用した研修会

※ 校内研修Ⅲ「会津地方の県立高等学校におけるいじめによる重大事態に関する調査結果報告書」を利用した研修会

(9) 評価と改善

① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

(参考)

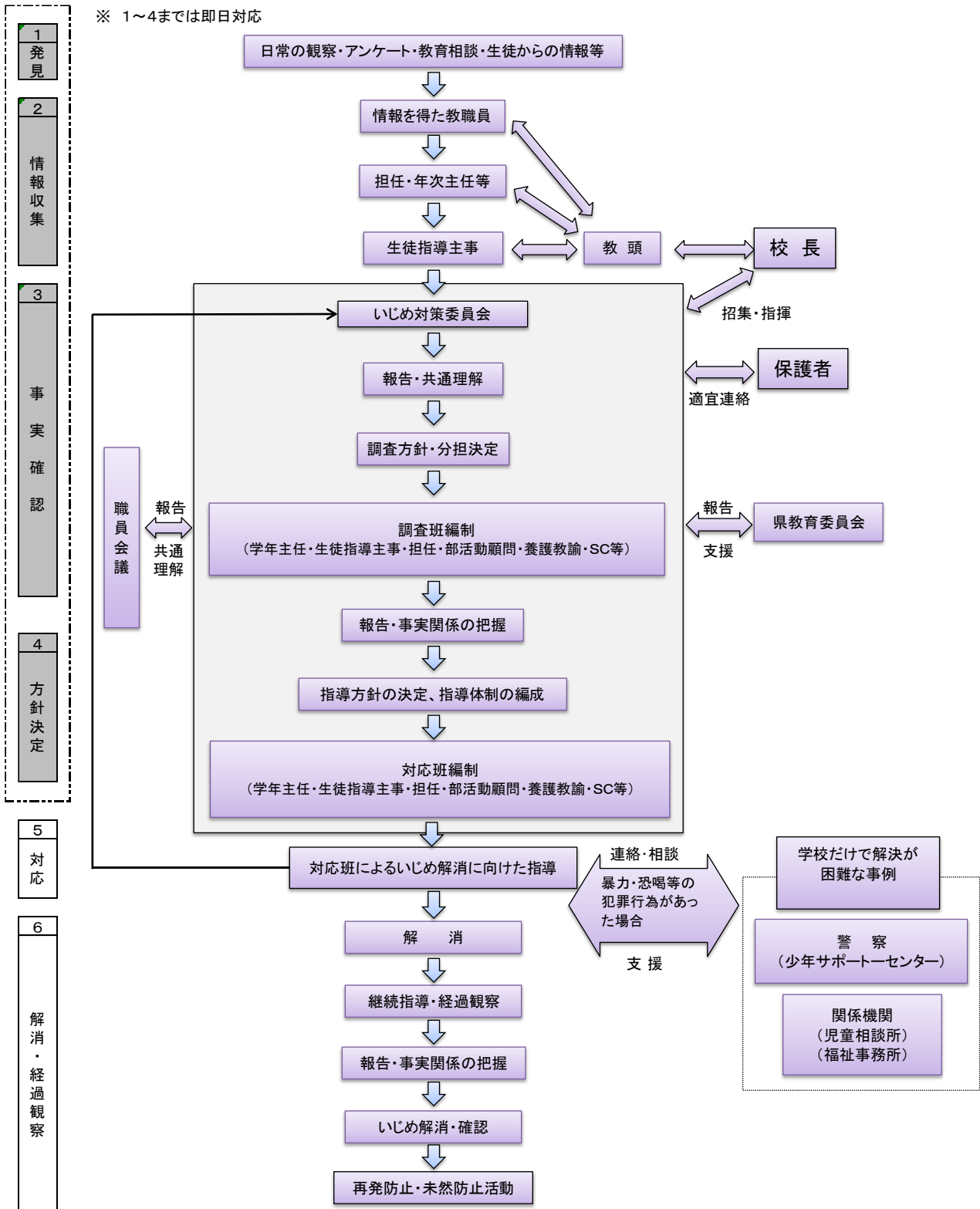
・いじめの防止等のための基本的な方針

(平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日 文部科学大臣決定 最終改訂 平成 2 9 年 3 月 1 4 日)

・福島県いじめ防止基本方針 (平成 2 9 年 9 月 1 日 一部改正)

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ【学校全体の取り組み】

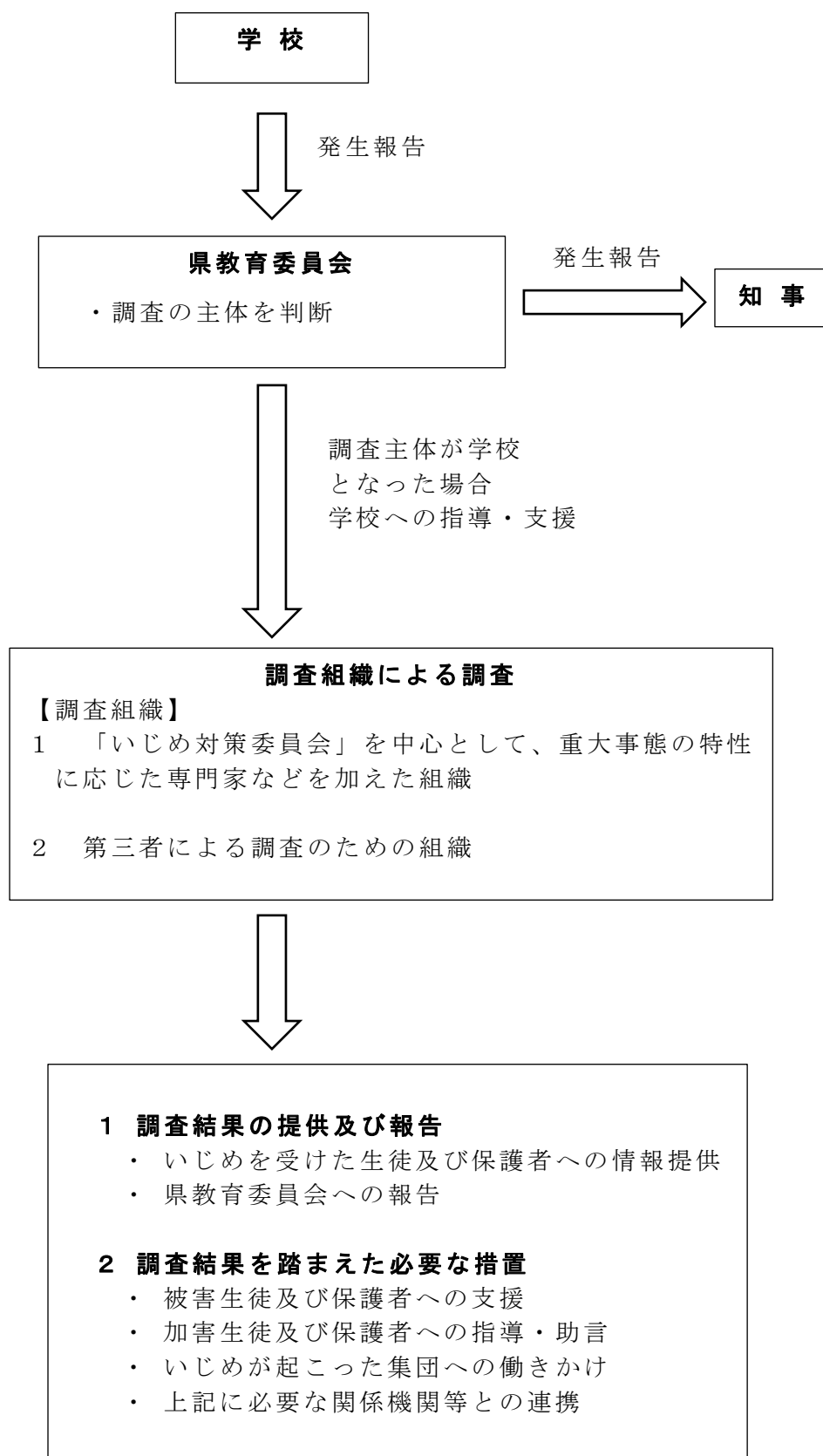
※ 1～4までは即日対応



◆ 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・ 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ・ 県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・ 事案によっては、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ マスコミや報道機関等の対応窓口を一本化する。

重大事態への対応



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている子

- 日常の行動・表情の様子

☐ わざとらしくはしゃいでいる	☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
☐ 下を向いて視線を合わせようとしない	☐ 顔色が悪く、元気がない
☐ 早退や一人で下校することが増える	☐ 遅刻・欠席が多くなる
☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	☐ とくどき涙ぐんでいる
☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	
- 授業中・休み時間

☐ 発言すると友だちから冷やかされる	☐ 一人でいることが多い
☐ 班編成の時に孤立しがちである	☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	☐ 教職員の近くにいたがる
☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする	
- 昼食時

☐ 好きな物を他の子どもにあげる	☐ 他の子どもの机から机を少し離している
☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする	☐ 食べ物にいたずらされる
- 清掃時

☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	☐ 一人で離れて掃除をしている
--	--
- その他

☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする	☐ 理由もなく成績が突然下がる
☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す	☐ 服に靴の跡がついている
☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	☐ 手や足にすり傷やあざがある
☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	
☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする	

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

「いじめ」とは、

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

いじめ防止対策推進法第2条